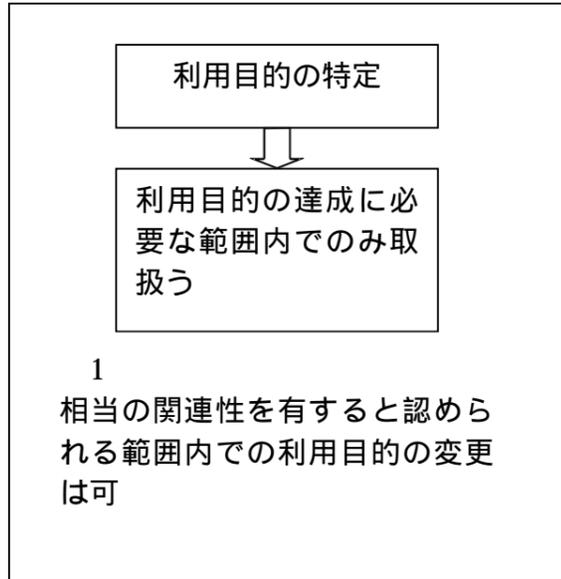


参 考 資 料

「個人情報保護に関する法律」案における 個人情報取扱事業者の義務の図解	1
OECD 8原則	2
EU指令（抄）	4

〔個人情報の取扱い〕



〔保有個人データ〕

以下の4項目を本人の知り得る状態に置くこと。
当該個人情報取扱事業者名
すべての保有個人データの利用目的
開示等の求めに応じる手続き
その他政令で定めるもの

(注)
保有個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報(「個人データ」)のうち、開示等に関する権限を有し、かつ、1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものや政令で定める一定のものを除いたものをいう。

〔個人情報の取得〕

利用目的の事前公表又は事後速やかに本人通知若しくは公表

(本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合)事前に本人に利用目的を明示

〔個人情報の目的外利用〕

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いには事前に本人の同意が必要

〔個人データの第三者提供〕

事前に本人の同意が必要 但し、以下の特例が認められている。

1. オプトアウトを認めている場合(事前の本人同意は不要)

本人の求めにより第三者への提供を停止(オプトアウト)することとしている場合

要件

以下の4項目を事前に本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置いていること。
第三者への提供を利用目的とすること。
第三者に提供される個人データの項目(事後的な変更可)
第三者への提供の手段又は方法(事後的な変更可)
本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

2. 「第三者」に当たらない場合(本人の同意が不要)

(1) 特定された利用目的の達成に必要な範囲内において取扱いの全部又は一部を委託する場合
(委託元の個人情報取扱事業者が監督責任あり。)

(2) 事業承継に伴い提供される場合(承継前の利用目的の達成に必要な範囲に限る。)

(3) グループにより共同利用される場合

要件

以下の5項目を事前に本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置いていること。
特定の者との間で共同利用すること。
共同利用する個人データの項目
共同利用する者の範囲
利用する者毎の利用目的(事後的な1の範囲内での変更可)
管理責任者の氏名又は名称(事後的な変更可)

、の変更は事前に本人の同意が必要。

O E C D 8 原則〔調査室仮訳〕

収集制限の原則(Collection Limitation Principle)

個人データの収集には制限を設けなければならない、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には(where appropriate)、本人 (data subject) が認識し、又は同意した上で、取得されなければならない。

データ内容の原則(Data Quality Principle)

個人データは、その利用目的に沿ったもの(relevant to)でなければならない、かつ、利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり、最新の状態に保たれなければならない。

目的明確化の原則 (Purpose Specification Principle)

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない、その後におけるデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に相矛盾せず(not incompatible)、かつ、目的の変更の都度明確化された他の目的の達成に限定されなければならない。

利用制限の原則 (Use Limitation Principle)

個人データは、目的明確化の原則に従い明確化された目的以外の目的のために、開示され (disclosed)、利用可能な状態に置かれ(made available)、又はその他の形での使用に供されてはならない。但し、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 本人の同意がある場合
- (b) 法律により認められる場合

安全保護の原則 (Security Safeguards Principle)

個人データは、紛失又は無権限の(unauthorised)アクセス、破壊、使用、修正若しくは開

示その他のリスクに対し、妥当な(reasonable)安全保護措置により保護されなければならない。

公開の原則 (Openness Principle)

個人データに係る進展(developments)、業務上の取扱要領(practices)及び方針(policies)については、全般的に公開の政策が取られなければならない。

個人データの存否及び種類(nature)並びにその主たる利用目的のほか、データ取扱者(controller)のアイデンティティ及び住所を明らかにする(establish)ための手段が容易に利用できるようにしなければならない。

個人参加の原則 (Individual Participation Principle)

個人は以下の権利を有するものとする。

- (a) データ管理者が本人に関するデータを保有しているか否かについて、データ取扱者から、又はその他の方法により確認を得ること。
- (b) 本人に関するデータについて、
 - ()合理的な期間内に、
 - ()仮に必要とする場合でも、過度にならない手数料で、
 - ()合理的な方法により、かつ、
 - ()本人が容易に理解できる様式で、
本人が通報を受ける(communicated)こと。
- (c) 上記(a)及び(b)の権利に基づく要求が拒否された場合には、その理由が示されること及びそのような拒否に対して異議を申立てる(challenge)ことができること。
- (d) 本人に関するデータに対して異議を申立てること、及び、その異議が認められた場合には、そのデータを削除、訂正、完全化(completed)又は補正する(amended)こと。

責任の原則 (Accountability Principle)

データ取扱者は、上記の諸原則を実行するための措置を遵守していることについて説明責任を負うものとする。

E U 指令 (抄) [調査室仮訳]

「個人データの取扱い」(以下単に「取扱い」(processing)という。)とは、自動的方法であると否とを問わず、収集(collection)、記録(recording)、系統化(organization)、蓄積(storage)、合目的な加工(adaptation)若しくは変更(alteration)、検索(retrieval)、参照(consultation)、利用(use)、送信による開示(disclosure by transmission)、普及(dissemination)若しくはその他の方法により入手可能な状態に置くこと、配列(alignment)若しくは結合(combination)、利用停止(blocking)、削除(erasure)又は破壊(destruction)その他の個人データに対して実行する全ての操作(operation)又は一連の操作をいう。(第2条(b))

「取得者(recipient)」とは、自然人若しくは法人、当局 (public authority)、機関(agency)その他の組織体で、第三者であると否とを問わず、データを提供される(disclosed)ものをいう。(後段略) (第2条(g))

「本人(data subject)の同意 (consent)」とは、自由意思で示された(freely given)、特定の(specific)、かつ告知に基づく(informed)意思表示(indication of his wishes)であって、それによって本人が自己に関する個人データが取り扱われる(being processed)ことへの応諾(agreement)を意味する(signify)ものをいう。(第2条(h))

個人データの取扱いが正当(legitimate)と認められる場合(第7条)

- (a)本人が明白な形で(unambiguously)で同意を与えている場合
- (b)本人が契約当事者となっている契約を履行(performance)する上で必要である、又は契約締結以前に本人の要請に基づき取り計らう(take steps)ために必要な場合
- (c)取扱者(単独又は共同で個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者。以下同じ。: controller)に課せられた法的義務(legal obligation)を遵守するために必要な場合
- (d)本人の重大な利益(vital interests)を保護するために必要な場合
- (e)公益目的又は取扱者若しくは個人データを提供される第三者が授権された公的権限(official authority)の行使のために執行される職務(task)の履行に必要な場合
- (f) 取扱者又は個人データを提供される第三者(複数の場合を含む。)が追求する、正当な利益(legitimate interests)が認められる、目的の達成に必要な場合。但し、第1条第1項の規定に基づき保護すべき、本人の基本的な権利及び自由に関する利益が当該正当な利益に優先する場合を除く。

本人に提供すべき情報（第 10、11 条）

〔本人からデータを収集する場合〕

取扱者又は代理人(representative)はデータを収集する本人に対し、少なくとも以下に掲げる情報を提供しなければならない。但し、本人が既に当該情報を保有している場合は、この限りでない。

(a)取扱者及びある場合にはその代理人のアイデンティティ

(b)本人から収集するデータの取扱いの目的

(c)その他の情報、例えば

本人から収集するデータの取得者又は取得者の範囲(categories)

取扱者による質問への回答が義務的なもの(obligatory)なのか任意(voluntary)なものなのか。回答しなかった場合に起こり得る帰結(consequences)

本人に関するデータについてアクセスする権利及び訂正する権利があること。

(c)については、データが収集される特定の局面(specific circumstances)を踏まえ、本人について(データの)公正な取扱いを保証する(guarantee)ために必要な場合に限る。

〔本人からデータを収集していない場合〕

取扱者又はその代理人は、個人データの記録に着手する時又は第三者への提供を予定している場合には最初に第三者に提供する時よりも遅くない時点において、少なくとも以下に掲げる情報を提供しなければならない。但し、本人が既に当該情報を保有している場合は、この限りでない。

(a)取扱者及びある場合にはその代理人のアイデンティティ

(b)取扱いの目的

(c)その他の情報、例えば

(本人に)関係するデータ(data concerned)の範囲

取得者又は取得者の範囲

本人に關係するデータについてアクセスする権利及び訂正する権利があること。

(c)については、データが取扱われる特定の局面を踏まえ、本人について(データの)公正な取扱いを保証するために必要な場合に限る。

〔全ての本人が取扱者から以下の事項を得るべき〕アクセス権（第 12 条）

(a)合理的な間隔で制約なく、かつ、過度の遅滞や費用を伴うことなく、

本人に関するデータが取扱われているか否かの確認(confirmation)並びに少くとも取扱いの目的、(本人に)関係するデータの種類(categories)及び当該データが提供される対象となる(データの)取得者又は取得者の範囲についての情報

取扱われているデータ及び当該データの出所(source)についての何らかの有用な(available)情報についての、わかりやすい様式(intelligible form)での本人に対する伝達(communication)

(略)

(b)本指令の規定を遵守していないで取扱われているデータの訂正、削除又は利用停止(blocking)のいずれか適切な措置。特に、当該データが不備(incomplete)又は不正確な(inaccurate)であるとの理由による場合。

(c)当該データを既に提供した相手方である第三者に対して、(b)の規定に基づき実施した訂正、削除又は利用停止について通知すること(notification)。但し、当該通知が不可能であると証明された(prove impossible)場合又は不相応な事務負担(disproportionate effort)を必要とする場合は、この限りでない。

本人の異議申立権(第 14 条)

(a)少なくとも第 7 条(e)及び(f)に規定されている場合においては、国内法で別段の定めがある場合を除き、本人に特有の置かれた状況に関して抗しがたい正当な理由により(on compelling legitimate grounds)、本人に関するデータの取扱いに対して、いつでも異議申立てをする(object)ことができる。正当な異議申立て(justified objection)があった場合には、取扱者は当該データについてはその取扱いを続行してはならない。

(b)取扱者がダイレクトマーケティングの目的で取扱うことを予定している、本人に関する個人データの当該取扱いに対し、無料で本人が申込むことにより(on request)、異議申立てをすることができる。又は、第三者に初めて個人データが提供され、若しくは第三者に代わって(on their behalf)ダイレクトマーケティング目的で使用する以前に、取扱者は本人にその旨を告知し、当該第三者への提供若しくは使用に対し、無料で異議申立てする権利があることを明示(to be expressly offered the right)しなければならない。

加盟国は、(b)の前段に規定する権利があることを本人が確実に認識できるようにするための所要の措置を講じなければならない。